

平成21年4月15日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成21年4月10日付け滝議第8号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

理事	飯 沼 清 孝
総務部長	高 橋 賢 司
総務部次長	高 橋 一 昭
総務部総務課長	伊 藤 克 之
総務部総務課防災危機対策室長	高 瀬 慎 二 郎
総務部総務課防災危機対策室副主幹	橋 本 正 明
総務部定額給付金等給付実施本部事務局参与	江 上 充 明
総務部定額給付金等給付実施本部事務局長	立 野 公 久
市民生活部長	西 村 孝
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課副主幹	堀 勝 一
市民生活部税務課長	加 藤 孝 昭
市民生活部税務課副主幹	橋 本 啓 二
経済部商工労働課副主幹	志 賀 久 幸
経済部商工労働課主任主事	青 木 康 男

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
教育部長	館 敏 弘
教育部指導参事	春 田 淳 一
教育部次長	河 野 敏 昭
教育部学校教育課長	中 川 啓 一
教育部学校教育課主査	岩 田 肇
教育部学校教育課心の教育推進室長	吉 川 修
教育部学校教育課心の教育推進室主査	田 中 智 則
教育部社会教育課長	南 健 次
教育部社会教育課図書館副館長	中 寺 静 江
教育部社会教育課スポーツ振興室室長	坪 田 健 一
教育部社会教育課スポーツ振興室副主幹	竹 谷 和 徳

(総務部総務課総務グループ)

第 22 回 総務文教常任委員会

H21. 4. 16 (木) 午後1時30分
第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

○ 休憩～4月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1 所管からの報告について

《総務部》

(1) 定額給付金等給付事業の進捗状況について

(資料) 総務部

(2) 地域防災スクールモデル事業について

(資料) 総務課

《市民生活部》

(3) 滝川市税条例等の一部を改正する条例について

(資料) 税務課

《教育部》

(4) 滝川市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

(資料) 学校教育課

(5) 心の教育推進室関連予算の補正予算について

(資料) //

(6) 中学校男子生徒の飛び降り事件について

(資料) //

(7) 公園・道路の環境整備事業について

(資料) 社会教育課

(8) 図書館蔵書・市勢資料等点検・目録カード等整備事業について

(資料) //

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第22回 総務文教常任委員会

H21. 4. 16(木) 13:30～

第三委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委員長 全員出席。議長は出席予定だが若干おくれる。プレス空知、北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞の傍聴を許可。ここで休憩し、人事異動に伴う職員紹介を行う。

休 憩 13:31

(4月1日付け人事異動に伴う職員紹介)

再 開 13:40

委員長 会議を再開する。

1 所管からの報告事項について

委員長 (1)について説明願う。

(1) 定額給付金等給付事業の進捗状況について

理事 4月7日から郵送による申請書の受付を開始したところだが、申請書類に不備があり、申請書を返戻する数が受付初日の分で約7割となり、その後も同様の状況であったため、市民の皆さんに申請に当たってのお願いの文書を配布したところである。実施本部として申請の手続の周知方法に関して、申請者の立場に立った配慮に欠ける面があったとし、大いに反省をしているところであり、ご迷惑をかけたことをお詫びする。

江上事務局参与 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内 ① 居所不明ということで戻って来た郵便物は何通か。また、その処理をどうするのか伺う。

② 資料の3申請状況に郵送受付(再受付を含む)1万5,951通とあるが、そのうち再受付の分は何通あるのか。また、再受付でもなお不備なものがあるのか伺う。

③ 新聞報道でゆうちょ銀行と他の銀行との振り込みに係る作業の違いについて掲載されていた。資料では4月下旬に給付予定となっているが、ゆうちょ銀行及び他の銀行に振り込まれる予定日について詳細な日付を伺う。

④ 市民からの相談があると思うが、その具体的な内容について伺う。また、生活保護受給者の方から定額給付金等の収入を申告しなければならないのかという相談を受けた。申告する必要がない旨伝えたのだが、生活保護受給者の方に対する周知はどうだったのか伺う。

江上事務局参与 ① 4月15日現在、返戻された郵便物は156通。郵送の際、選挙事務と同様の取り扱いで郵送したが、転居届が出されていなかったり、郵送自体に多少の問題があったことなどが原因と思われる。郵送されなかった世帯については、本人から実施本部へ連絡があれば、本人確認をした上で申請書を渡している。また、そのほかのものについては、ある程度追跡調査をしなければならないと考えている。

② 現段階において、再受付のみの数については把握していない。

③ 金融機関に対する振り込みデータの送付日は、ゆうちょ銀行に対しては、10営業日前まで。そのほかの指定金融機関に対しては、6営業日前までとなっ

ているため、それに合わせて作業を進めている。給付予定日は、4月下旬でゴールデンウィーク前とし、データ集約の締め切り日をずらして、ゆうちょ銀行及びそのほかの金融機関への振り込みを同日付で実施しようと考えている。

④ 相談内容としては、電話では、申請書の記載方法、口座振り込み手続及びコピーが要るかどうかの相談があった。窓口では、代理申請に関する相談が主なものである。また、生活保護受給者の関係だが、この定額給付金は一時所得であるが非課税であるため申告する必要はないものである。生活保護受給者の方から定額給付金を受け取ることにより生活保護費が減額されるのかという相談、あるいは生活保護受給者は、定額給付金を受け取ることができないのかという相談を受けたが、生活保護費の減額もなく、また、生活保護受給者であっても定額給付金を受け取ることができる旨回答したところである。しかしながら、このたび広報4月号で定額給付金についての周知はしたが、生活保護受給者の方に対する具体的な内容についてはしていない。

窪之内

① 報道によれば、他自治体では、本人確認ができれば通帳のコピーは必要ないところもあるようだが、今後このような事務手続は考えていないのか伺う。
② 生活保護受給者に対して、4月の生活保護支給の際、個別に詳しい内容について周知すべきではなかったのかと思うが、見解を伺う。
③ 先ほど連休前に支給するとのことだったが、第1回目の支給日は、4月28日ということでしょうか。

江上事務局参与

① 郵送の場合、本人確認として免許証などのコピー、振り込みのための通帳のコピーが必要だが、申請書を各世帯に送付して、各申請者から実施本部へ返送してもらうことで、本人確認をしたとみなし、免許証などのコピーは不要としている。また、通帳のコピーだが、これは、事務処理上振り込み先の口座を確認するため添付してもらっている。自治体によっては、国から柔軟な対応をするよう指導もあったことから、印鑑が不要であったり、本人確認の書類等が不要であるところもあり、本市としては、例えば外国人の方に関して、印鑑のかわりにサインでもよいとする対応を考えている。

理事

② 生活保護受給者に対しては、今後、福祉課とも連携をとり、配慮する努力をしていきたいと考えている。
③ 想定している支給日はあるが、実際、支給の対象となるのは、手続が完了された方で、金融機関へ送付する振り込みデータに入力されている方となるので、例えば、申請はしているものの手続が完了されていない方が、その支給日に入金されると思われることにより、あらぬトラブルを招くおそれがあるため、申し上げることを控えさせていただく。しかしながら、申請手続が完了された方については、本人へ支給日の通知をすることとしているので、これにより支給日を把握することができるものと考えている。

高橋部長

① ある自治体では、郵送の際、書留郵便にすることによって本人確認をしている。本市としては、普通郵便で郵送し、申請書を返送してもらっているが、その際、通帳の2枚目のコピーを添付してもらっている。これは、振り込み口座の確認のためであると同時に、口座開設には本人確認のための身分証明が必要なことから、あわせて本人確認のためのものと考え、通帳のコピーのみを添付してもらっている。近隣の自治体では、それにプラスして本人確認のための書類、例えば年金証書または保険証などの身分証明書を添付しているところもある。余り市民に過度な事務手続の負担をかけないように考えており、今後

- もこのように進めていきたいと考えている。
- 窪之内 国の制度を実施する上で方針上の問題があったと思う。例えばコピー機を持っている方はそれほどいないと思われるが、コピーが必要であるといったことによって混乱を招いたと思われるので、今後、これらの反省点を生かしていつてもらいたい。
- 委員長
副委員長 他に質疑はあるか。
- ① 先ほど再郵送の話が出たが、これにかかる費用は幾らか伺う。
- ② 窓口での現金支給に関する警備体制について伺う。
- ③ 申請書の不備等によりふえた事務の処理を他課の職員にも手伝ってもらっていると思うが、他の業務に支障を来していないか伺う。
- ④ 現在、市役所8階に窓口があり、今後、選挙が行われた場合、8階にて期日前投票等の選挙事務を行うと思うが、定額給付と選挙が重なった場合どうするのか伺う。
- 江上事務局参与 ① 再郵送にかかる費用について、今後どれだけ再郵送の郵便物が出るかわからないので詳細な話はできない。予算の中で処理しようと考えているが、それでも足りない場合は空知支庁とも相談の上決定したいと考えている。
- ② 支給には口座振り込みをお願いしているが、中には通帳がないなどの理由から現金支給を希望する方がいる。その際、申請と現金支給の2度窓口に来ていただく必要がある。その窓口は8階となり、期間を設けて現金支給する予定だが、警備上の配慮としてフロアーには職員などを配置して実施したいと考えている。
- ③ 現在、他課から昼間は15名、夜間は10名程度の職員に作業を手伝ってもらっている状況である。
- ④ 4月いっぱいは大会議室の4部屋分を使用する。5月いっぱいはその半分のフロアーを使う予定であり、半分は選管にて使用予定である。6月には4階に本部を移動させ、対処したいと考えている。
- 委員長
井上
江上事務局参与 他に質疑はあるか。
- 申請書自体、かなり不評であった。この申請書は統一規格だったのか伺う。
- 実施要綱の中で記載事項や注意事項など必要最低限の項目があり、ある程度のひな型はあるが、この定額給付金支給事務は国の委任事務ではなく、それぞれ自治体の自治事務であるため、各自治体の事務に合わせた形の申請書となっている。
- 井上
江上事務局参与
委員長
窪之内 統一規格だったのか再度伺う。
- 統一規格であるが、自治体によっては一部削除しているところもある。
- 他に質疑はあるか。
- ① 先ほど現金支給について、2度窓口へ足を運ぶ必要があると話していたが、どうして2度必要なのか。一度に支給はできないのか伺う。
- ② 統一規格であると説明されたが、各自治体によって申請書の形式は違うのであれば、統一規格ではないと思うが、本当に国から全自治体に対し統一された様式を使用するよう指導があったのか伺う。
- 理事 ① 現金支給についてだが、一般的な交付金支出と同様の取り扱いとなる。申請があって初めてそれが適当であるかのチェックが必要となる。また、公金であるためさらに出金のための手続が必要となる。現金支給、口座振り込みの区別なく同様の手続となり、一度に支給はできない。

江上事務局参与

② 国からの実施要綱ではある程度様式は統一であるが、当市の様式から一部削除したのは、水道の振り込み口座などの指定金融口座に関するものがあつた。これは、広域水道なので口座情報の使用等が困難であるため削除した。また、実施要綱ではA4サイズの様式だが、なるべく早く各世帯に申請書類を送付するため、本市としては住民基本台帳の電算システムを使用し、A3とB4の中間くらいのサイズの用紙に氏名等を印刷した。また、窓あき封筒を使用しているが、封筒の中で用紙が動かないようにするため申請書に余白がある。不要であると思われるかもしれないが、このような理由からなので容赦願いたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(1)について報告済みとする。(2)について説明願う。

(2)地域防災スクールモデル事業について

橋本副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内

① 地域防災スクールモデル事業について、報償費の30万円は講師謝礼等の費用であると思うがその内訳について伺う。また、備品購入費の142万5,000円の内訳も伺う。

② 緊急雇用創出事業について、資料に余剰の日数は新規開拓に向けるとあるが、これは、36町内会以外の要援護者対象者を新規に開拓するという意味なのか伺う。

橋本副主幹

② 新規開拓とは、この事業の実施期間中にも町内会によっては、要援護者対象者の追加もあると考えているので、そういう意味で使用している。

① 報償費については、以前DIGの講師として佐々木先生にお願いしたが、そのときは5万円を予算計上していた。消防団または消防署員の方にお願ひすれば、当然無料ということになるだろうが、防災の専門家にお願ひする。2校で実施をするが、参加児童等が多ければ、分けて行くことも考えられ、6人分の予算を計上した。また、備品購入費については、内容として、災害に使用できる無線機及びメガホン。練習用としてAEDトレーナー。講習用としてのビデオレコーダー及びビデオプロジェクターを計上して142万5,000円となった。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(2)について報告済みとする。(3)について説明願う。

(3)滝川市税条例等の一部を改正する条例について

加藤課長

(別紙資料に基づき説明する。)

榎木課長

(別紙資料に基づき説明する。)

加藤課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)

(3)について報告済みとする。休憩する。

休憩 14:39

再開 14:50

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。(4)について説明願う。

(4)滝川市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

中川課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)

(4)について報告済みとする。(5)について説明願う。

(5)心の教育推進室関連予算の補正予算について

吉川室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内 ソーシャルワーカーについて賃金が102万円ということだが、実働日数及び時間数について伺う。また、ふれあいルームでは何名が登録されているのか伺う。

吉川室長 実働は1日5時間で204日分の賃金を歳出予算で確保している。また、ふれあいルームの現状だが、20年度末は6名の通級者がいたが、卒業または4月以降学校に通いたいということで学校復帰をした子がおり、現在、通級を申し込んでいるのは1名である。これからも学校訪問をし、悩みを抱えながらも勉強したいという子をケアしていきたいと考えている。

窪之内 ふれあいルームにはソーシャルワーカーのほかにも人を配置していると思うが、そうであれば、不登校がふえる中で、ソーシャルワーカーは各学校への訪問だけを行っているのか。それとも、保護者と連絡を取りながら家庭訪問も行うのか。活動形態について伺う。

吉川室長 ふれあいルームではソーシャルワーカーのほかに指導員を3名配置している。したがって、ソーシャルワーカーの学校訪問を行い、情報交換をしているが、家庭訪問については、ソーシャルワーカーのみでは行っていない。学校の先生と連携をとり、一緒に訪問を行うということで進めていくことになる。

窪之内 配置されるソーシャルワーカーは資格を持っていると思うが、せっかく資格を持っているのであれば、今回限りではなく、来年度以降も継続して行う予定はないのか伺う。

吉川室長 現在配置を予定している人は、教育の知識を有している者となる。それに加えて社会福祉分野での知識も有している者となる。資格の有無は問わない。現在配置予定の人は、以前からふれあいルームでの実績もある。社会福祉分野としては滝川市が設置している家庭児童相談室のケース会議にも参加している人である。今年度この事業を実施し、何らかの成果が上がるようであれば、来年度以降も事業の柱として考えていくことになる。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)

(5)について報告済みとする。(6)について説明願う。

(6) 中学校男子生徒の飛び降り事件について

吉川室長 前回3月30日の総務文教常任委員会で中学校から提出された報告書、さらに市教委で策定した取り組みについてという2つの報告をし、また、その夜には保護者説明会を学校主催で行った。今回はそれ以降の動向について口頭で説明させていただく。最初に3月30日に行われた保護者説明会については、参加人数は在校生の保護者が93人、新1年生の保護者が36人の計129人の出席があった。保護者からの要望及び意見は、いじめの実態を教職員が把握できなかったことへの不信感とそれに対する改善策について幾つかあった。これについて学校からは、この男子生徒に係ることについて把握できなかったことは事実であり、このこと自体が問題であると認識している。このことを改善することが、出発点であると考えているとのことだった。いじめを行っていた生徒に対する指導及び改善状況はどうなっているのかということも保護者から質問があった。学校からは家庭との関係を密にすることで、また、家庭訪問も当時実施し、徐々にではあるが、改善されていると説明があった。また、今後も着実に取り組みを進めたいとの説明もあった。学校改善対策委員会が校内に設置されたことも保護者に説明されたが、保護者からは、この委員会のメンバーに保護者も

入れてはどうかという意見があった。それから、今後、保護者への説明をどうするのかという質問があり、学校からは、学級懇談会や地区懇談会を企画して、この中で生徒の状況、学校の状況を報告したいとの説明があった。この保護者説明の中で出た意見、要望等を踏まえその後、教育長及び校長が市役所庁舎において記者会見を開いたところだが、教育長から特にいじめが原因で学校から報告を受ける事態になり非常に残念であるということと、市教委と学校の施策が行き届いていたかの検証をする必要があるということ。それからいじめを行っていた生徒の動機を知ること。これらが根本的なケアにつながると考え、これに係る対策、例えば教育相談などを進めていきたいと発表したところである。次に被害にあった男子生徒だが、現在も入院治療中で、リハビリ訓練を毎日行っている。退院時期については、現時点では不明である。当該生徒へはスクールカウンセラーが訪問し、心のケアに努めており、また、4月以降新しく決まった担任の先生も訪問して学級のプリントなどを届け、学級の様子、クラスメートに関することなどを話したり、学習のプリントなどを持参して学習支援を積極的に進めている。次にいじめを行った複数の生徒への対応だが、いじめを行ったそれぞれの生徒とその保護者からいじめを受けた生徒とその保護者へあてた手紙を学校を通じて渡した。また、春休み中にいじめを行った複数の生徒への家庭訪問、あるいは学校へ保護者を招いての保護者面談を実施して、当該生徒たちへの指導方針などを説明するとともに、家庭における生活指導、特に外出指導についても理解と協力を求めた。現在、当該生徒たちの学校生活は、落ち着いた状況であると昨日確認したところだが、教育長から教育相談などを計画的に実施し、一人一人の生徒を理解し、さらに徹底した指導をするように指示をした。次に学校の対応であるが、教職員は登校時の安全指導や休み時間時の生徒とのふれあいをふやすということで、年度前から取り組んでいたが、これを積極的に継続している。生徒への理解を深めることをそれぞれの教員が目的意識を持って行動しているところである。特に改善対策委員会でまとめた生徒指導やいじめ対策に向けた年間スケジュールを校長のリーダーシップのもと、教職員が全体で取り組む体制が整い動き出したところである。このスケジュールについては、参考資料として本日の委員会に配付したので、目を通していきたい。次に市教委の対応だが、当該中学校に新しい校長が着任したので、4月2日に教育長が訪問し、生徒指導体制を中心とした学校の経営指導を行ったところである。また、全小中学校に対しても校長会議または教頭会議で当該学校の事故の報告を受けて、報告書にも掲載したが、本事件で明らかとなった学校の問題点を各学校においてもそれぞれの教職員に対してきちんと浸透させ、それぞれの学校に同様の問題はないかという点を検証するような生徒指導体制の点検と確認を求めたところである。なお、3月30日に事故報告書ということで当該学校から上がった報告書と市教委で作成した取り組みを報告したが、この2点については、その後道教委にも報告した。道教委からは、設置者である市教委として、事故内容の部分と市教委の取り組みを1つにまとめた報告書も必要であるとの指導があり、その2つの報告書と市教委としての取り組みを合わせた報告書も現在作成中で、後日提出を予定しているところである。以上が当該学校における前回の総務文教常任委員会以降の動きと現在の当該生徒たちの状況についての報告である。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内

月末の説明会のときに、教育長は、安心して保護者が子供を学校へ通わせるためにも、または信頼を回復させるためにも説明会を開催するという話があったと思うが、説明会が終わった段階でそのような目的を果たしたものとなったのか。一部の保護者からは、改善対策委員会ではできたが信頼することはできないとの話があった。それは、今までやっていなかった教師集団がこれからするから信頼してほしいと言っても、なかなか難しいと思われ、そのような声も保護者会ではあったのではないかと思うのだが、そのあたりが納得のいくようなものとならないと、学校に通わせる保護者ばかりでなく、生徒自身も納得した形にはならないと思う。このことについてどう考えるのか伺う。

教育長

3月30日の保護者会において、まだ保護者の方から十分な理解を得られたという認識は、学校も市教委も持っていない。そういう状況の中で、PTA総会が開かれていたり、学年懇談会が開催されている。その中で、年間のプランを示して理解をいただけるよう進めているところである。また、その中で数件の質問をいただいている。30日の保護者会に出席できなかった保護者の方からその様子についての質問があった。学校側からは、加害生徒も被害生徒もこれからのことを大切にして指導していきたいと未来志向で対応すると説明があった。また、学級懇談会の中でも生徒のけがの状況がどのようになっているのかということについての質問があった。これから地区別懇談会を再開するが、1回の説明会で理解をいただくのは難しく、重ねて説明をして信頼を回復していくことを考えており、学校側には学校のさまざまな取り組みが保護者の方に理解されるように、PRを含めてお願いしているところである。

窪之内

年間スケジュールが示されているが、結局今までやってこなかったことで、これからやろうとしていることが幾つも書かれているのだが、ほかの学校では行っていたが、当該学校では行っていなかったのか。また、これにより登校時や休み時間などに教職員がかかわってくることで、先生たちの負担がふえるのではないかと思う。生徒とのふれあいを深めること自体は大事だが、例えば、負担軽減のため市教委として何らかの人を派遣して行うなど、支援するためにどのようなことを考えているのか、また、教職員の任務の過重をどのように考えているのか伺う。

吉川室長

生徒指導体制の問題を反省して、取り組みを見直す形で対策を練り、年間スケジュールを立てていくということで、それは、他校に見られない取り組みも、当然他校でも実施していることも入っている。それに伴う教職員の負担ということだが、当該学校の保護者の方へ当該学校の教員全体で変わっていくことを申し上げ、しっかり実行していくと約束をしたので、まずは明言したことを着実に実施して、結果を出すことによって、保護者との信頼回復へつなげ、それを継続的に、永続的に及び組織的に行い、取り組んでもらうことが、当該学校に対する命題であると、市教委として考えている。それに関する支援ということだが、今年度から当該学校にかかわらず、新たな取り組みについて財政的な支援については一部実施している。体制的な支援に関しては、当該学校を含めた全学校に対して、生徒指導及び生徒理解にかかわる具体的な動向について、どのような形で実施して、生かされているかということについても検証することをことしの大きなテーマとして位置づけている。そのあたりをまず取り組んで、市教委としてどのようなところに支援が必要なのか、あるいは支援ではないが、学校の組織体制を見直すことで、継続的に、永続的に取り組むことがで

- きる体制がどうあるのかということも考える必要があると思っている。
- 窪之内 今の段階では、直接的な体制支援というのではないと思われるが、スクールカウンセラーとは別にこのような取り組みにかかわる教師集団に任務の過重がかかってくると思う。もし、このような取り組みが任務過重でないとしたら、今まで何をしてきたのかということになる。そのこと自体が、保護者にとって信頼を置くことができない理由となるのではないか。地区懇談会などこれから説明をしていく上で本当に信頼を勝ち取っていくことができるか不安である。前回の総務文教常任委員会でもどうして取り組みができなかったのか、また、江部乙の教訓が生かされなかったのかの説明がなかった。本音が出されていなかったと考えられる。市教委として、今後このような地区懇談会などの説明会だけで信頼回復を図ることができると考えているのか伺う。
- 吉川室長 このようなスケジュールのもと、しっかりとスケジュール管理ができるかということが重要と思う。市教委としても指導主事の先生2名、また、退職者からなる指導員がこの事案に対する指導も可能なので、かかわりを持っていきたいと考える。スケジュールにあるが、教員の改善対策委員会による定期的な点検・評価について当該学校はみずからこのような点検を行っていきこうと掲げており、市教委としてもどのような論議があったのか、あるいは、どのような改善点を見出したのかということを確認していくことで、進行管理を着実にやっていきたいと考えている。
- 窪之内 改善対策委員会に保護者を入れてほしいと話した件について、保護者を入れる入れないを別にして、積極的にかかわり、改善のため力を出したいということのあらわれと思うが、このことについて検討されているのか伺う。
- 吉川室長 改善対策委員会のメンバーについて、現時点では報告をもらっていないが、PTAの方の協力を得るなどの方策が考えられる。また、保護者説明会では、学校の回答として、前向きに検討したいと述べているので、市教委としても5月に点検・評価があることから、メンバーの参画、進行状況についても確認していきたいと思う。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 大谷 ① スケジュールを見る限り、書かれていることは一言であるがそれに費やす時間は大変なものと思われる。例えば、学級日誌や班ノート・個人ノート等の活用は、子供たちがそれぞれ教師あるいは部活動の先生に対して個人ノートを出すと必ずそれに対して何十人もコメントしていかなければならない。また、休み時間における教室や廊下での生徒とのふれあいでは、子供によってはすぐに改善されず引き続き行っていかなければならない。それから、いろんなアンケートがたくさんあり、それらについて分析をし、結果を共有して進めようとしたときに、窪之内委員の話にもあったが、時間的に教職員の作業量は膨大なものとなり、それを精神的な努力だけでできるものなのか危惧している。改善対策委員会による点検・評価だが、隔月で予定されているものの単に形式的な点検・評価であっては意味がない。このような取り組みに対して、市教委がどのように考え、進めていくのか伺う。
- ② 改善対策委員会に保護者が入るのはよいと思われるが、その内容としてかなり辛らつなものになると思われる。例えば、改善対策委員会で論議されたものについてしんしゃくし、保護者との話し合いをするなど、保護者のかかわり合い方について、どのような配慮を考えているのか伺う。

吉川室長

① 教師の取り組みにおいてさまざまなものがあり、その記録化、共有化及び結果の活用も必要となってくる。例えば、アンケートなどは教師が集計するものもあれば、業者に集計してもらうものもある。生徒指導などの記録は、各校でも実施しており、その記録の中から一部問題点をピックアップして議論していくことが大事になってくる。その問題点をどうするかについては、校長のリーダーシップのもと方策を立ててもらいたいと考えている。

② 改善対策委員会への保護者の参加については、校長の適切な判断により決定されると思われる。その決定について何らかの相談があれば、市教委としても対応したいと考えている。

大 谷

スケジュールについて教職員が必要であると思えば、既に実践されているのが現状である。それ以外の負担、例えば指定事業の関係などが、当該校においてあると思われる。今は当該学校全体でいじめ問題に対し、取り組む必要があると思われるが、その負担との兼ね合いについてどう考えているのか伺う。

教育長

今回スクールソーシャルワーカーの配置など人的な支援が必要と考えている。また、ふれあいルームの指導員3名を臨時に配置をするといった支援や、指導参事が改善委員会の中での進め方について指導するなど、現場へ足を運び直接的な支援が必要と考えており、適宜学校とも協議をしながら進めていく。また、当該学校の問題を保護者にどのように伝えていくかが当面の課題だと思われるので、さまざまな事業選定に当たっては、手上げ方式で、市教委が一方的に学校指定をする形ではない。ただし、指定事業を受けることによって、校内体制が確実なものになると考えられるものに対しては、校長の判断に委ねている。他に質疑はあるか。

委員長

副委員長

教育長

各学校の校長から学校運営に関してどのくらい相談を受けたか伺う。

年に2回全校対象に学校訪問し、経営計画を含めて学校運営に関し、校長または教頭から説明を受けている。さらに今年度からは、年4回学校訪問を行いたいと考えている。また、さまざまな相談事項があった場合は、随時校長から受けている。

副委員長

なぜ飛びおり事件が起きたか難しい問題である。前校長の話ではリーダーシップがとれていなかったとあった。組織はトップの考えでよくも悪くもなる。その中でトップは大変孤独なのではないかと思われる。そこで校長を市教委としてどのようにサポートしていくのか何か対策があるのか伺う。

教育長

校長がリーダーシップをとって、教職員が一丸となって動くための組織をどうするのかということが重要であると考え。その組織づくりを支援することが大事であると思われる。組織づくりにとって弊害になっている部分については、市教委として組織的に対応していく。前回の校長会の中からも組織的な対応をしてほしいという要望もあったので、今後、校長がリーダーシップを発揮できる学校組織をどう市教委が支援できるかを考えていきたいと思う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)では私のほうから質問させていただく。

① 改善対策委員会からのスケジュールはやはり多いと思われる。重点を置くところを設定する必要があるのではないかとと思うが、重点事項があるのであれば教えていただきたい。

② 前回の総務文教常任委員会の際に、当該学校では家庭訪問の全家庭実施がどうしてもできなかったのかという質問に前校長はわびるだけだったが、恐らくいろんな要因があったためにできなかったのではないかとと思う。このような

ことを分析した上で、スケジュールを作成する必要があると思うが、例として、どうして家庭訪問の全家庭実施ができなかったのか市教委としての考えを伺う。

吉川室長

① 改善対策委員会の中での重点は、教師と子供たちの交流の場が少ないという反省から設定した子供たちとのかかわりをたくさん持つということである。30日の保護者会でも教師のほうから学年が違えば子供たちの動向を把握できないという話があった。全職員が日常的に積極的に生徒理解を進めていかなければならないと考えている。一方、生徒理解という点でアンケートなどの実施も重点に掲げ、ここから得られることでどのようなことを指導のポイントに置くかということ掘り下げることが重要であろうと思う。

② どうして家庭訪問ができなかったのかについて、市教委として把握していなかったのは事実であり、この家庭訪問の仕方、あるいは、家庭訪問により何が得られるのかという先のことまで市教委としてはチェック体制が整っていなかった。今年度は、これらのことをしっかりと取り組み、学校内でも認識してもらいたいと考えている。

教育長

① それぞれの事業の重点化ということだが、学校にお願いしているのは、日常的に行わなければならない事項。それからアンケート、学校祭、家庭訪問または教育相談の週間を設けるなど、時間的にどう計画して、その目的が何であり、その結果がどう次の事業に反映していくのか、どこで保護者と結びついていくのか、学校で実施されている事業を単発で終わらせるのではなく、そのように意図的な役割を含めて、また、教職員も認識しながら進めてほしいとお願いしている。重点的な事業を行うというより、今まで学校として行っていることがどういう意味を持っているのか事業改善を含めてお願いしている。

委員長

重点項目として、交流とアンケートということだが、例えば、交流として共通体験のような資料で言えば生徒と教師の協同による校舎内外の美化などを徹底的に行ってみてはどうかと思う。意見とする。

家庭訪問についてどうしてできなかったのかについて分析できていないようだが、どうして理由もわからないのにこのようなスケジュールがつけられるのか疑問に思う。再度、家庭訪問について伺う。

教育長

当該学校において負の文化が残っていたのだらうと思う。その古い文化を変えるためにリーダーシップをとることができなかったということだと考えられる。

委員長

家庭訪問を実施できなかったことだけでなく、そういうこと自体、学校に何かあるのではないかと考えられ、ほかのことにも関係性があるのではないかとと思うので、できれば実際はどうなのか具体的に把握する必要があると思う。意見とする。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(6)について報告済みとする。(7)について説明願う。

(7)公園・道路の環境整備事業について

河野部次長

(7)及び(8)について緊急雇用創出推進事業ということで歳入は労働費となる。先日の経済建設常任委員会において総論及び内容について議論をしたところである。予算については各所管に配当され、社会教育課が所管している

(7)及び(8)の事業について個別に説明したいと思う。

坪田室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長
井上 説明が終わった。質疑はあるか。

委員長
志賀副主幹 緊急雇用創出推進事業の対象者はどのような者を考えているか、また、その対象者は通年の雇用となるのか、事業がどのようなものなのか伺う。

井上 今の質問はこの事業の全体像についての質問ということでよいか。(よし)

志賀副主幹 対象者の雇用の期間は6カ月未満。新規で雇用する者に対し、75%以上は失業者を雇い入れることとされている。

井上 失業者についてだが、最近の不況により職を失ったなど、何らかの条件があるのか。また、3年間事業が継続されるものなのか伺う。

志賀副主幹 3年間の事業だが国から1年次分の内示しか受けていない。2年次、3年次については、未確定である。また、失業者の位置づけであるが、国から、新規雇用の中での失業者については委託時点において道内に居住する者という定義しか示されていない。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) 休憩する。

休憩 16:04
再開 16:05

委員長
大谷 休憩前に引き続き会議を再開する。他に質疑はあるか。

志賀副主幹 事業名が出されているが、これはどのように決定しているのか。国から示された内容の中から選択したのか伺う。

大谷 国からある程度事業の内容の見本が示され、滝川市に適合するような事業を選出した。

志賀副主幹 今後、このほかに、別の事業をすることができると思うが、それを要請することはできるのか伺う。

大谷 3年間で2,400万円という枠は決まっており、21年度について1,432万8,000円の総事業費の内示を受けているので、今年度については満たしている状態である。

志賀副主幹 21年度については了解したが、23年度までの間に要望は上げられるのか伺う。

大谷 今後、追加補正も考えられ、また、22年度以降については当然要望を受けることはできる。

委員長
井上 他に質疑あるか。

志賀副主幹 この雇用の期間であるが、6カ月未満は短いと思われる。雇用保険の問題もあると思う。就職のきっかけにしようとするのであれば、現状にそぐわないように思うのだがどうか伺う。

井上 この事業については、一時的な雇用及び就職機会の創出を目的としている。つなぎ雇用として認識してもらいたい。この期間に次の就職へのステップアップを図ることを想定しているものである。

志賀副主幹 6カ月未満の雇用で雇用保険はつくのか伺う。

委員長 1年以上でなければ雇用保険はつかないと思われる。ただし、社会保険はつけている。

委員長 一時休憩する。

休憩 16:12
再開 16:13

委員長
副委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。他に質疑はあるか。

先ほどの説明では、対象者は道内の居住者とあったが、求人について、ハローワークに依頼をすれば、滝川市外の方も募集することになる。あくまでも滝川

- 市内の方を求人すべきだと思うが、募集についてどのように考えているのか伺う。
- 志賀副主幹 国からの指示により、滝川市在住の方のみの募集というのはできないことになっている。ハローワークまたはインターネットで求人を受付をし、担当のほうで面接をして採用を決定する方法をとる。
- 副委員長 インターネットの募集は難しいと思う。募集している所管は、教育部、くらし支援課または総務課などがあるが、これは一括で面接をするのか伺う。
- 志賀副主幹 緊急雇用の事業は6事業あり、開始期間が若干ずれる可能性もあるので、一括で面接はできないと考えている。
- 副委員長 窓口は総務課になるのか、それぞれの所管になるのか伺う。
- 志賀副主幹 先ほどの説明で、インターネットでの募集を話したが、募集のみで申し込みはできないということをつけ加えて説明させていただく。また、すべてハローワークで求人するので、とりまとめとしてはハローワークということになる。
- 副委員長 先ほども話したとおり、ハローワークを通じて募集すると、他市などからの申し込みも出てくる。この事業は滝川市の雇用創出の予算で行うので、滝川市民の救済措置としての意味合いが強いと思われる。そのあたりの見解について伺う。
- 志賀副主幹 募集はハローワークにかけるが、面接は各所管にて行うこととなるので、その時点で極力、市内在住者の選考をお願いしたいと思う。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし)
- (7)について報告済みとする。(8)について説明願う。
- (8)図書館蔵書・市勢資料等点検・目録カード等整備事業について**
- 河野部次長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし)
- (8)について報告済みとする。休憩する。
- 休 憩 16:20
- 再 開 16:21
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。
- 2 その他について**
- 委員長 何かあるか。(なし)では、私のほうから常任委員会の視察について、日程、場所及び視察内容について皆さんに考えていただきたい。その要望について事務局のほうに出していただきたい。一応、視察の日程は10月をめどとする。
- 3 次回委員会の日程について**
- 委員長 正副委員長に一任ということでよいか。(よし)
- 以上で第22回総務文教常任委員会を閉会する。
- 閉 会 16:24